

市民病院事業にかかる収支計画について

「令和 2 年度公立病院の新設・建替等に関する調書」（総務省様式）の提出書類として収支計画を作成、県の意見を付して 6 月 26 日に総務省へ提出。

（提出根拠 総務省「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」平成 27 年 4 月 10 日総財準第 61 号）

1 シミュレーションの条件

設定条件一覧のとおり令和 35 年度までの期間で収益的収支及び資本的収支についてシミュレーションを行った。

2 シミュレーションの結果

- ・市立病院開院後、令和 5 年度までは経常収支、病院事業損益がいずれも黒字、新病院開院後（令和 6 年度）に赤字となるが、令和 12 年度（開院 7 年後）で黒字化。
- ・資金余剰は、新病院開院前後で単年度赤字となるが、累積資金余剰が不足することにはならず、資金ショートすることなく堅調な経営が実施可能と見込んでいる。

3 主な見直し項目

【収益的収支】

○病院事業収益

- ・入院診療収入 …病床数を 199 から 179 に変更し、稼働数を変更して算出
- ・外来診療収益、室料差額収益 …令和元年度の実績をもとに算出

○病院事業費用

- ・給与費 …令和元年度の実績をもとに今後の職員数増加を想定して算出、退職給付引当金及び法定福利費についても会計年度任用職員制度等による増加を見込んで算出
- ・材料費（薬品費、診療材料等）…令和元年度の実績をもとに一定の費用増加を見込んで算出
- ・資産減耗費 …現病院施設が用途廃止された後、帳簿残価を一括償却して算出

○新病院開院後における現病院施設の取り扱い

…病院事業会計で現時点では除却費用及び土地売却利益は計上しない。

※ このほか市立病院開院後の実績（令和元年度）をもとに条件を設定

【資本的収支】

- ・建設改良費 …建設工事費、情報システム整備費等を増額、企業債についても同様に算出
- ・医療機器、システム更新 …更新スパンを変更し、毎年 2 億円ずつ計上で算出
- ・病院設備等更新 …更新スパンを変更して算出

4 「令和2年度公立病院の新設・建替等に関する調書」における県の意見

○収支計画

(1) 建設に要する事業費について

建築単価については、地方交付税措置対象となる建築単価上限（36万円/㎡）を上回る計画となっているが、近年の建築資材費の高騰や建築面積を削減したことによる単価の上昇であり、やむを得ないものとする。

(2) 経常収支比率について

当該収支見通しの実現には、医師等の人材確保、経営感覚に富む人材の登用、医療経営の専門スキルを有する事務職員の人材開発等が必要不可欠とする。

(3) 医療需要、料金収入等の見込みについて

入院患者数については、地域医療構想が想定する範囲に収まっており、また入院単価についても、令和元年度の実績を踏まえて算出した妥当な数字である。

外来患者数、外来単価についても、地域の実情に応じた診療科により運営することで、達成可能と見込めることから、一定の実現可能性を有した収益見通しであるとする。

(4) 一般会計繰入金の適切性について

繰出金の内容については、基準内での繰出金を予定されているところである。

なお、開院前に一部基準外繰出金を行っていたものの、医業収入もなく事業会計での財源確保ができないことから、本計画上やむを得ないものであったとする。

一般会計側の負担については、市が説明する経営改善が計画通り履行されるならば、一定の基金残高を確保した財政運営が行われるものとする。

【参考】その他県からの意見

(1) 病床機能、病院の規模について

野洲市が計画している病床機能（急性期 90 床、地域包括ケア病棟を含む回復期 89 床）への再編は、湖南区域における目指すべき医療提供体制の方向性に合致しており、179 床は適正規模であるとする。

野洲市民病院には、増大する回復期機能のニーズに対応するために、高度急性期・急性期を経過した患者の受入れや、在宅療養患者の急変時の受入れなど、急性期から在宅までをつなぐ役割を担っていただく必要がある。また、地域の救急医療ニーズに対応するために、内科的疾患を主とする二次救急の担い手としての役割も期待されている。

(2) 統合・再編の必要性

野洲病院が市立病院へ再編されるにあたっては、今後地域で必要とされる回復期機能の充実を図ることとされており、近隣の他の医療機関との役割分担を明確にし、連携を推進していくことと併せて、在宅患者の急変時の対応など地域の医療ニーズにも対応していくことが求められるため、直ちに統合・再編の必要性は認められない。

(3) 病院の新設・建替等の必要性

現在の野洲病院の施設が耐震化できておらず、老朽化していることから建替の必要性は認められる。

(4) 医師、看護師等医療スタッフの確保の考え方

県としては、引き続き直接の当事者である病院の主體的な医師・看護師等の確保の努力を支援していく。